

海上交通低炭素化促進事業費補助金実施要領

平成22年2月23日	国海内第101号
平成22年3月31日改正	国海内第117号
平成22年5月31日改正	国海内第 16号
平成22年8月31日改正	国海内第 42号
平成22年11月29日改正	国海内第 87号
平成23年1月28日改正	国海内第120号
平成23年5月16日改正	国海内第 17号

この実施要領は、海上交通低炭素化促進事業補助金交付要綱（平成22年2月23日付国海内第100号、以下「補助要綱」という。）に定める海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付に当たって必要な事項を定める。

1. 事業区分等

- (1) 低炭素化改造等事業（平成21年度第二次補正予算枠：約40億円、平成23年度当初予算枠：約4.5億円）
- (2) 低炭素型中古船舶代替事業（平成21年度第二次補正予算枠：約10億円）
- (3) 内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業（平成22年度補正予算枠：約4.9億円）

2. 補助金の交付申請（補助要綱第5条）

(1) 交付申請書（様式第1）

①導入設備等別紙（事業計画）

- ・「補助対象設備等」とは、建造中又は建造予定の船舶以外に設置等する設備等をいう。
 - ・「価格」とは、補助対象設備の価格（消費税を控除した価格。ただし、消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由書を提出する）をいう。
 - ・「作業費等」とは、工賃、送料、設計費等の費用（消費税を控除した費用。ただし、消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由書を提出する）をいう。
 - ・「売却額」とは、対象設備の交換等により、既存設備を売却した際の額をいう。
 - ・「補助金額」とは、合計の2分の1を限度とする（1円未満切り捨て）。
 - ・「燃料消費等低減効果」とは、改造等による燃料低減率（%）又は燃料低減量（㎘）の省エネ効果をいう（カタログ等のスペックを参照）。
- なお、低減量については1年間に換算すること。

(換算方法として、原則、前年度又は直近1年間の実績を基に算出)

②補助対象経費

- ・別紙事業計画の価格及び作業費等の合計から、売却額又は見込額を差し引いた額を記入すること。

③補助金交付申請額

- ・上記②補助対象経費の3分の1又は2分の1の額を記入すること（1円未満切り捨て）。

④添付書類

ア「補助対象経費に係る見積書等の写し」とは、以下のものとする。

- ・補助対象設備等及び作業費等の見積書の写し。
- ・既存設備等を売却する場合は、売却額を確認できる書類。

イ「保有船舶に関わる事項に該当する場合はそれを証する書類」とは、代表例が以下のもので、必要な物を添付すること。

- ・申請時以前の過去4力年の航路損益計算書
- ・申請時以前の過去4力年の損益計算書
- ・申請時以前の過去4力年の運航実績報告書

（注）上記関係書類については、22年から過去4力年分の数値がわかるものを添付することを原則とするが、申請時点で決算等が確定していない場合にあっては21年から過去4力年分の数値がわかるものを添付することとする。
・保有船舶が離島航路に就航していることがわかる書類（一般旅客定期航路事業の許可書の写し等）

ウ「その他参考となる書類」とは、以下のものとする。

- ・事業計画の燃料消費等低減効果を確認できる書類（カタログ等）。
- ・低摩擦型船底塗料の塗装工事については、前回出入渠時期、前回塗装仕様（塗装仕様期間も明記したもの）、今回塗装仕様（塗装仕様期間及び下地処理を明記したもの。ただし、水線部及び外舷部は記載しないこと。）及び今回塗装使用予定数量を明記した塗装仕様書（塗装仕様には、塗装箇所、面積、仕様塗料名、膜厚、塗装回数等を明記）。

- ・2社以上の共有船にあっては、共有比率を証する「登録事項証明書」の写し。

（ただし、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除く。）

- ・「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」。

低摩擦型船底塗料の塗装工事については、共有事業者の申し立てにより、代表事業者の口座を登録することができる。

<過去4力年の航路損益計算書サンプル>

(単位:千円)

決算期	(年月～年月)		(年月～年月)		(年月～年月)	
		対前年比		対前年比		対前年比
営業収益						
運航収益						
その他の収益						
営業収益合計						
営業費用						
運航費						
船費						
航路付属施設費						
一般管理費						
その他の費用						
営業費用合計						
営業損益						

<過去4カ年の運航実績報告書サンプル>

(単位:人)

	旅客輸送人員	
		対前年比
年月～年月		

(単位:台)

	自動車航送台数	
		対前年比
年月～年月		

(2) 交付申請書（様式第2）

①補助対象船舶（事業計画）

- ・共有船の場合は、「船舶所有者」の欄に、全ての所有者を明記すること。
- 被代替船舶が共有船の場合、代替船舶の共有比率は、同社同率とすること。
- ・「燃料消費等低減効果」とは、船舶の代替に伴う燃料消費率の低減（%）又は燃料消費量の低減（kg）が図られているものをいう（カタログ等のスペックを参照）。なお、低減量については1年間に換算すること。
(換算方法として、原則、平成20年度、平成21年又は直近1年間の実績を基に算出)

②補助対象経費

- ・事業計画の代替船舶の売買予定価格から被代替船舶の売買予定価格を差し引いた額を記入すること。

③補助金交付申請額

- ・上記②補助対象経費の2分の1の額を記入すること（1円未満切り捨て）。

④添付書類

- ア「補助対象経費に係る見積書」とは、以下のものとする。
 - ・対象船舶の売買予定価格のわかる見積書の写し等。
- イ「低炭素型中古船舶適合船舶であることを証する書類」とは、以下のものとする。
 - ・船舶検査証書等の写し。
- ウ「その他参考となる書類」とは、以下のものとする。
 - ・燃料消費率においては、燃料消費等低減効果を確認できる書類（完成図書の主機関仕様書、カタログ等）。
 - ・燃料消費量においては、実測値を引用した積算データ等。
 - ・2社以上の共有船にあっては、共有比率を証する「登録事項証明書」の写し。
(ただし、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除く。)
 - ・「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」。

(3) 交付申請書（様式第3）

①導入輸送機器等別紙（事業計画）

- ・「導入予定の輸送機器」とは、けん引自動車（トラクタ）及び被けん引自動車（セミトレーラ（前車軸を有しないもの）、フルトレーラ）をいう。
- ・「価格」とは、補助対象輸送機器の価格（消費税を控除した価格。ただし、消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由書を提出する）をいう。
- ・「海上輸送によるCO₂排出削減効果（見込み）／年」とは、貨物輸送計画を1年間実行した場合の陸上輸送と海上輸送を比較したCO₂の排出削減量を見込むこと。
計算に当たり統一的なトラック及び船舶の排出原単位を使用すること。

②補助対象経費

- ・別紙事業計画の合計額

③補助金交付申請額

- ・上記②補助対象経費の3分の1の額を記入すること（1円未満切り捨て）。

④添付書類

ア「補助対象経費に係る見積書」とは、以下のものとする。

- ・補助対象輸送機器の見積書の写し

イ「貨物輸送計画」とは、以下のものとする。

- ・別添様式1により運航事業者、トラック運送事業者並びに荷主又は荷主の委託を受けた物流事業者の3者の連名により作成すること。

ウ「その他参考となる書類」とは、以下のものとする。

- ・「海上輸送によるCO₂削減効果（見込み）／年」の算出内訳（別添様式2による）
- ・補助対象輸送機器の概要がわかるカタログ等（仕様書、図面で可）
- ・「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」

海上交通低炭素化促進事業費補助金
振込口座登録書

海上交通低炭素化促進事業費補助金の申請にあたり、下記の口座を登録します。

記

記		
1. 事業者名		
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒　ー　ー)
	フリガナ	
	口座名義	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他の (その他:)	
4. 預金種別	当座預金　　普通預金	
5. 口座番号		

- (注) 1. 上記2.以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 2. 上記3.は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他といずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。
 3. 上記4.は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

3. 申請書の進達

- ・地方運輸局長等は、申請書の内容を審査し、本省海事局内航課にすみやかに進達すること(審査する際には要綱別表の内容に合致すること)。
- ・地方運輸局長等は、進達する場合、申請内容一覧表を作成し添付すること(同時にメールにて一覧表を送付すること)。
- ・申請のあった船舶の内航海運事業者情報システムの「船舶台帳」の写し及び「船舶登録測度データベースシステムの原簿表示(所有者情報)」の写しを進達時に添付すること。
- ・地方運輸局長等は、補助要綱別表の補助対象設備等に該当するか判断が難しい設備に関しては、地方運輸局等海上安全環境部等船舶検査官に相談すること。

<一覧表サンプル>

【低炭素型中古船舶代替事業】

事業者名	船名	補助対象設備等の名称

【低炭素化改造等事業】

事業者名	代替船舶		被代替船舶	
	船名	船舶番号	船名	船舶番号

【内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業】

事業者名	輸送機器の名称

4. 公募期間

(低炭素化改造等事業)

第1次 平成22年 2月23日から平成22年 4月30日（延長）

第2次 平成22年 5月 6日から平成22年 5月31日

第3次 平成22年 8月 2日から平成22年 8月31日

第4次 平成22年 9月 1日から平成22年 9月30日

第5次 平成22年10月 1日から平成22年10月29日

第6次 平成22年11月 1日から平成22年11月30日

第7次 平成22年12月 1日から平成22年12月17日

第8次 平成23年 5月18日から平成23年 6月17日

なお、第8次公募においては、本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのある者については、公募対象外とする。

ただし、原則として工事完了予定年月日は、平成24年2月末日とする。

（注）予算の範囲内で補助金を交付するため、申請状況に応じ、公募を行わない場合があります。

(低炭素型中古船舶代替事業)

第1次 平成22年 2月23日から平成22年 4月30日（延長）

第2次 平成22年 5月 6日から平成22年 5月31日

随 時 平成22年 6月 1日から平成23年 2月28日

（注）当該事業については、公募を終了する。

(内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業)

第1次 平成23年 2月 1日から平成23年 2月28日

（注）当該事業については、公募を終了する。

5. 交付の決定及び通知

（1）交付の決定（様式第4・第5・第6）

・補助要綱第6条に基づき、本省海事局内航課において、審査・交付の決定を行い、地方運輸局長等あてすみやかに通知する。なお、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除き、連名申請を行った共有者各々に対して交付決定を行い、通知するものとする。ただし、申し立てにより、代表事業者の口座登録を行った場合はこの限りでない。

・他の類似の補助金との重複は認めない。

（2）交付決定通知書（様式第7・第8・第9）

・補助要綱第6条第3項に基づき、地方運輸局長等は、大臣から通知は受けたときは、補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等をすみやかに通知とともに、その写しを本省海事局内航課にすみやかに送付すること。

6. 交付申請の取下げ（様式第10）

- ・補助要綱第7条による。
- ・取り下げる場合は、交付決定通知の日から20日以内に提出すること。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、届出書を受けた場合は、届出書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

7. 補助対象事業の計画変更の申請（様式第11）

- ・補助要綱第8条により、事業計画を変更しようとする場合は地方運輸局長等にすみやかに申請するものとすること。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、事業者から変更承認申請書を受けた場合は、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

8. 補助対象事業の中止又は廃止の承認申請（様式第12）

- ・補助要綱第9条により、事業の中止（廃止）をする場合は、地方運輸局長等にすみやかに申請するものとすること。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。
- ・その他の必要な書類とは、補助対象事業を中止（廃止）する理由を確認できる書類等。
- ・地方運輸局長等は、事業者から事業中止（廃止）承認申請書を受けた場合は、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

9. 事故報告（様式第13）

- ・補助要綱第10条による。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

10. 状況の報告（様式第14）

- ・補助要綱第11条による。

- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。
- ・「設備等の名称、船名又は輸送機器名」とは、低炭素化改造等事業においては設備等の名称、低炭素型中古船舶代替事業においては代替船舶の船名、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業においては輸送機器名を記入すること。
- ・「実施額」について、補助要綱第5条第4項に基づき、原則税抜きの額で報告すること。
- ・「添付書類」とは、工事途中の場合は工期予定表、工事完了の場合は完了通知等。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

11. 実績報告（様式第15）

- ・補助要綱第12条による。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。（提出期限：平成24年3月16日本省海事局内航課必着）

（1）「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業、低炭素型中古船舶代替事業又は内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業を記入すること。

（2）補助対象事業完了実績

- ・「設備等の名称、船名又は輸送機器の名称」とは、低炭素化改造等事業においては設備等の名称、低炭素型中古船舶代替事業においては代替船舶の船名、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業においては輸送機器名を記入すること。
- ・「燃料消費等低減効果」とは、低炭素化改造等事業においては設備設置等の工事後の低減効果を記入し、低炭素型中古船舶代替事業においては代替船舶の引き渡し後の実績値による低減効果を記入すること。

「CO₂排出削減効果」とは、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業において貨物輸送計画の一ヶ月の輸送実績に基づくCO₂の排出削減量を記入すること。

- ・「実施額」について、補助要綱第5条第3項に基づき、原則税抜きの額で報告すること。

（3）添付書類

ア 「補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類」とは、以下のものとする。

【低炭素化改造等事業】

- ・契約先からの補助対象設備導入工事完了が確認できる書類。

【低炭素型中古船舶代替事業】

- ・船舶登記簿謄本の写し又は売買契約書、輸出申告書又は輸出許可書、船舶受渡書の写し。

【内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業】

- ・自動車検査書の写し
- イ 「燃料消費等低減効果を確認するに足りる書類」とは、別紙の「低減効果計算書」をいう。

別 紙

「低減効果計算書」

設備等の名称 又は船名	油種 (A重油、 C重油、 軽油等)	工事前燃料消費量		工事後燃料消費量		燃料消費等低減効果		備考
		(リットル/年) ①	トンキロ又 は人キロ ②	(リットル/年) ③	トンキロ又 は人キロ ④	(リットル) ①-③	(%) $\frac{(①-③)/④}{①/②} \times 100$	
計								

※燃料消費量は、1年間の消費量を記入（実績値が1年に満たない場合は1年間に換算した値を記入）。

ウ 「CO₂排出削減効果を確認するに足りる書類」とは、別添様式3の「CO₂排出削減量計算書」をいう。

エ 「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、契約先からの領収書の写し。

オ 「その他参考となる書類」とは、低炭素化改造等事業においては「補助対象設備導入工事前と工事後の写真」、内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業においては別添様式4の「内航海運船舶関連輸送機器動静等報告」。

12. 補助金の額の確定及び通知

(1) 補助金の額の確定（様式第16・第17・第18）

- ・補助要綱第13条に基づき、本省海事局内航課において、審査・補助金の額の確定を行い、地方運輸局長等あてすみやかに通知する。
- ・交付すべき補助金の額の確定については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない

額とする。

- 一 補助対象経費の実施額
- 二 補助金交付決定額

(2) 補助金の額の確定通知書（様式第19、第20、第21）

- ・補助要綱第13条第2項に基づき、地方運輸局長等は、大臣から通知を受けたときは、実績報告書の提出のあった補助対象事業者に額の確定について通知するとともに、その写しを本省海事局内航課にすみやかに送付すること。

13. 補助金の請求（様式第22）

- ・事業者は、補助金の額の確定の通知をされたときは、地方運輸局長等へ補助金支払請求書をすみやかに提出すること。
- ・補助要綱第14条に基づき、地方運輸局長等は、事業者から補助金支払請求書の提出があった場合、交付申請時に提出のあった「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」の内容と同一であることを確認の上、本省海事局内航課に補助金支払請求書をすみやかに送付すること。

14. 財産の管理等（様式第23）

- ・補助要綱第15条により、海上交通低炭素化促進事業費補助金取得財産等管理台帳の記載対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える設備等とする。

15. 財産処分の制限等（様式第24）

- ・補助要綱第16条による財産処分制限期間は、平成22年5月13日付け、国土交通省告示第505号のとおり。
- ・地方運輸局長等は、事業者から財産処分承認申請書の提出があった場合、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。
- ・補助要綱第16条第3項による承認基準は以下のとおり。

【低炭素化改造等事業】

当該補助事業を終了してから、おおむね財産処分制限期間を経過し、かつ、当該補助金の交付目的（燃料消費等低減効果）を達成したと認められる場合。

- ・なお、低摩擦型船底塗料の塗装工事を実施した船舶の財産処分の制限等については、当該補助金の交付目的に鑑み、塗装仕様期間を経過することを基本とし、かつ、当該補助金の交付目的（燃料消費等低減効果）を達成したと認められる場合。

16. その他

- ・地方運輸局長等は正本を本省海事局内航課に提出すること。